

—やんば—

STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN 埼玉

No.11 2006.10.30.

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

= POWER TO THE PEOPLE =



「ハッ場いのちの輝き」コンサート大成功!

次は、裁判傍聴に来て下さい。



去る10月9日(祝)に行われたライブ&トーク「加藤登紀子となかま達が唄う〜ハッ場いのちの輝き」は、おかげさまで全席を完売し、当日ほぼ満席のお客様を迎えました。

フィナーレではほとんどの観客が客席から立ち上がり、舞台の加藤登紀子さん、南こうせつさんや池田理代子さんとスタッフと一緒に、全員が「故郷の空」を大合唱。大成功に終わったこと、そしてイベントを支えたボランティアスタッフの4分の1が若者たちであったことを特記して、まずはご報告申し上げます。(詳細は5:6ページに報告)

尚、このイベントの呼びかけ人になって下さった方々をはじめ、チケット販売など本当に多くの皆様からご支援、およびご協力を賜り、誠に有難うございました。

今回のイベントで約1400名余の観客のみなさんや新聞掲載記事を読んだ方たちに「ハッ場(やんば)ダム」問題について、多少知って頂きました。当日、無料配布された冊子「五分でわかるハッ場ダム」は、エコノザウルス作者の本田亮さんの献身的な協力があればこそできた素晴らしい出来栄です。ハッ場の運動の裾野を広げていく為に、ぜひこの冊子を活かしていきましょう。希望される方は、当方までお知らせ下さい。(住所と電話番号と希望冊数を記入の上FAX048-825-3291へ申し込んで下さい。)

さて10回目を迎える次回裁判は11月8日午後2時から105号法廷です。私たち原告側の陳述は、『地すべりの危険性について』の予定です。現在、県の反論は未だ私たちの主張の全てに対して行われている訳ではありませんが、前回の裁判で県側の利水に関する反論の中に例として『団塊の世代が定年期を迎えることに伴い、最大給水量が発生しやすい午前中の在県人口の増加*で洗濯や風呂で給水量が増える』と述べられているのを見て唖然としました。『こじつけ』としか言いようがありません。次回裁判ではぜひ傍聴席を満席にして私たちの強い意志を示しましょう。ぜひ傍聴にいらして下さい。

(藤永知子)

次回裁判：11月8日 午後2時～ 105号法廷

9月裁判の報告

小林哲彦

1) 2006年9月13日午後2時から、さいたま地方裁判所105号法廷において、八ッ場ダム訴訟の口頭弁論期日が開催されました。裁判当日は、多数の市民が傍聴席を埋め、裁判に対する人々の関心の高さを感ぜさせました。

2) 裁判期日が始まると、裁判官の訴訟指揮に従い、原告（訴えている県民）・被告（県知事外）の双方から、それぞれの代理人弁護士を通じて、事前に提出してあった準備書面の陳述（裁判上での主張）がされました。

なお、通常の訴訟において、準備書面の陳述は、代理人弁護士が法廷で「陳述します。」と述べるだけで、準備書面に記載されている内容が全て裁判に表れたことになるのですが、この訴訟は、市民の関心の高い裁判であることから、代理人弁護士は、事前に裁判所に対し、①原告の準備書面の内容の要旨を口頭で説明すること、②同様の訴訟が提起されている1都5県で提出された（提出予定の）共通の準備書面については、パワーポイントを用いた解説をすること、③被告も原告同様、提出した準備書面の内容の要旨を説明することなどを申し入れました。その結果、裁判所は、上記の申入れを概ね尊重する形で訴訟指揮を行っています。

(1) まず、原告側は準備書面（6）を陳述しました。準備書面（6）は、ダム建設による周辺環境への悪影響などを記載した書面です。これは1都5県の共通書面で、陳述に伴い、代理人弁護士1人である小林哲彦がパワーポイントを用いて、ダム建設による周辺環境への悪影響を、環境影響評価の欠落という視点から解説しました。

又、原告側は、準備書面（7）を陳述しました。準備書面（7）は、前回迄に被告側が提出した「門前払いの主張」に対する反論が記載されたものです。被告側は自らが取得したダム使用权設定予定者の地位は地方自治法上の「財産」には当たらないのでダム使用权の設定申請を取り下げは地方自治法上の「財産の管理」に当たらないと主張した上で、原告の請求の一部について訴えの却下（門前払い）を求めています。それに対し、この書面はダム使用权設定予定者の地位が地方自治法上の財産に該当することを埼玉県財務諸表を指摘しながら、説得的に主張したものです。

なお、原告側は、被告側から提出された支出関係書類に基づき、請求金額の減縮の申立を行いました。

(2) 次に、被告側は、準備書面（8）を陳述しました。この書面は、原告側が従前に提出した利水問題に関する主張に対する反論が記載されたもので、八ッ場ダム建設の根拠となった水需要予測の合理性や埼玉県内の水源不足を主張したものです。

なお、原告側は、被告側による利水問題に関する主張が今後出揃った時点で、この書面に対する反論を全面的に展開する予定です。

3) 次回の裁判期日は、11月8日午後2時からです。この期日において、原告側は八

ッ場ダムの建設予定地における地すべりの危険性についての書面を陳述する予定ですので、1人でも多くの市民の方々が法廷にいらしていただけるようお願い申し上げます。

連載ミニ講座

おいしい水を飲むために



嶋津 暉之

(9) 地下水汚染についての誤解

地下水は汚染されやすいという誤解がある。「工場などが汚染物質を地下に浸透させたらすぐに汚染されてしまう。浄水場できちんと処理する河川水水源の水道水の方が、安全性が高いから、水道水源も地下水から河川水に切り替えるべきだ。」という話であるが、地下水はそうに危ないものではない。

まれに汚染がみられる地下水が一部あるが、そのほとんどは浅井戸である。浅井戸は工場等や処分場などから汚染物質が地下浸透すれば、その影響を受ける場合がある。それでも、それなりに地層の浄化作用があるので、汚染がみられるのは浅井戸であっても、ほんの一部の井戸だけである。

一方、水道水源井戸に使われている井戸はほとんどが深井戸であって、浅層地下水がたとえ汚染されても、何十メートルという厚さの地層を通過し、その間に浄化されるので、基本的に汚染物質が深井戸まで及ぶことはない。ただし、例外として深井戸の鉄管のまわりのシーリングが十分に成されていない場合はその間隙を通して、汚染物質が浅層地下水から深層地下水まで浸透することがある。東京の府中などで起きた水道水源井戸の汚染はそのような経路によるものである。したがって、水道水源井戸の水質は基本的には自然の地層の力で安全性が維持されている。埼玉では水道水源井戸の汚染例はない。

水道水源井戸で今まで見られた化学物質汚染のほとんどはトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンといった溶剤によるものであるが、これらは除去することが比較的容易である。実際に、府中などでは、汚染井戸に除去装置を設置してトリクロロエチレンを除去し、水道水源としての利用を継続している。また、そのように井戸の使用を継続することによって、汚染物質が地上に排除され、次第に汚染濃度が低下していくから、汚染が発見されたからといって、井戸の使用をストップしてはいけない。

地下水を水源とする水道水は、原水が清浄なので、発がん性物質トリハロメタンがゼロに近い。一方、埼玉県が各市町村に供給している大久保浄水場などの水道水は、原水が多少汚濁した河川中流の水なので、トリハロメタン濃度が高い。「地下水が汚染されやすい」という誤った流説に迷わされることなく、水道水源としてより安全な地下水の利用拡大をめざしていくべきである。

利根川流域市民委員会に加わってください！

利根川流域市民委員会

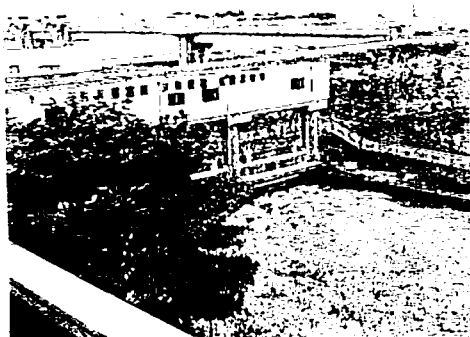
来年には利根川水系河川整備計画の策定作業が国土交通省関東地方整備局で進められる事になっています。国は八ッ場ダムなどの大規模河川事業を河川整備計画に記載し、八ッ場ダムなどが治水面で必要な施設であると位置づけることを目論んでいます。

河川法では河川整備計画の策定に住民の意見を反映することが求められています。この点で住民に対して開かれた形で整備計画の議論がされてきて、大いに参考になるのは、淀川水系流域委員会です。淀川水系流域委員会の委員の人は一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議が審議して決定しました。また、委員会の運営は委員が自主的に決定し、事務局を民間シンクタンクが担って、会議、会議資料、議事録等をすべて公開しています。さらに、委員会においては傍聴席からも意見を述べる時間がとられています。

一方で、形だけの流域委員会をつくって数回の会議で審議を終了し、型どおりの公聴会で住民の意見を聴いたことにする水系もありますし、流域委員会を設置さえしない水系もあります。

利根川水系では流域委員会が設置されるのかどうか、設置されたとしても、どのような流域委員会になるのか、また、住民の意見の反映がどのように行われるのか、全く予断を許しません。このままでは住民の意見を聴くポーズをとるだけで終わってしまうことが予想されます。そうならないようにするためには、私たち住民の意見を関東地方整備局に対してどしどしぶつけていくことが必要です。

そこで、利根川流域の住民の声を結集するため、私たちは利根川流域市民委員会を7月に発足させました。淀川のように住民の参加が保障される流域委員会を設置させ、そこで科学的な議論が十分に行われるようになれば、河川整備計画への八ッ場ダム等の記載を阻止することができるに違いありません。



流域住民の安全と河川を本当に守ることができる利根川水系河川整備計画を策定させるために利根川流域住民の声を結集し、淀川水系のような流域委員会を設置させましょう。住民の声を結集するため、是非、利根川流域市民委員会に加わって下さい。市民委員会に加入される方は当会事務局までご連絡下さい。

*問合せ・申込み/委員会事務局 深澤洋子

T/F ; 042-341-7524

★報告；「ハッ場いのちの輝き」コンサート♪



●加藤登紀子さんのコンサートを聴いて 中平順子

電車を乗り継ぎ、千駄ヶ谷の駅からタクシーをとばして青年館へ滑り込んだ。第一部がちょうど終わるときだった。朴訥な風情の永六輔さんがステージ中央に立っていて、会場はとても盛り上がっていた。「永六輔さんは、グラビア写真とちっとも変わらないお顔なのね」と妙に納得する。

休憩を挟み、第二部が始まった。登紀子さんが歌うと、切々たる悲哀が不思議なことに人生の喜びに転化する。歌声が流れ、低音から高音と、その歌詞の一言の響きが胸にしみる。オブリガードとギター…ピアノの音色がうつくしい。歌が豊かにふくらむ絶妙のコンビだ。人生を重ねて歌うとは、このことか…。歌にのせて伝わる深い思いと、そして重なる私の人生…涙が溢れた。

友情出演の南こうせつさんの「神田川」は、私の新婚時代そのもの。神田川に近い6畳一間のアパートが私たちの出発だった。風呂屋を出るときの合図は、彼の大きな咳払い。南こうせつさんの優しい歌が、40年にならんとする以前の懐かしい光景を思い出させてくれた。私ももう60歳を超した。人生は本当にあっという間だが、生きとし生けるものすべては生を全うし、死を迎え、脈々と続く悠久の土となる。吾妻溪谷も、悠久の時間が創造した「生物の歴史と生命の循環の美」なのだ。いずれ、私たちも山になるのだろう。

♪夕空はれて秋風吹き…♪

登紀子さんとみんなで合唱しながら、紅く染まる吾妻溪谷を思いだす。加藤登紀子さん、ハッ場ダムに心を寄せてくださってありがとう。私たちでは絶対出来ない素敵な出会いを創ってくださってありがとう。手を取り合う優しさと、そして何よりも声に出すこと。よりよき選択へ行動する勇気と希望に向かう生命の燃焼をありがとう。

* * * * *

●素晴らしかった！コンサート「八ッ場いのちの輝き」



大高文子

八ッ場ダム問題を考え、ストップを願う六都県の住民の活動は、有名アーティスト・加藤登紀子さんまで届き、おおぜいの呼びかけ人を得て、永六輔さん、野田知佑さん、池田理代子さん、南こうせつさんをもステージに登場させた。

一部の「八ッ場やんばトーク」は、加藤登紀子さんが川原湯温泉を訪れ、地元の人たちとのふれあう姿が写し出され想いが語られた後、永六輔さんをナビゲーターに、利水について嶋津暉之さん、治水について大熊孝さん、都市計画の司波寛さんによるシンポジウムで、それぞれの立場からパワーポイントを巧みに使い、八ッ場ダムの問題に迫り、会場の人たちと共有した。

加藤登紀子さんは、ダム建設を恐竜にたとえ、ダム関連工事をシッポや鱗、ダム本体を頭と表現し、頭はまだまだ先であることを強調された。

そして、54年もの間このダム建設に翻弄させられた吾妻溪谷周辺の住民の幸せを願い、素晴らしい故郷の再生を大きな夢。そして多くの人に川原湯温泉に行ってもらい、日本の公共事業の実態を知る必要があると語った。加藤登紀子さんの強く優しいメッセージに、私は心をうたれました。

八ッ場ダム談合疑惑

逮捕者が出てからの進展なしの謎

高杉晋吾

今回は、ダムを作る理由がでたらめであるばかりではなく、ダムを作る方法がでたらめであることを考えて見ましょう。一言で言えば現在進められている八ッ場ダム周辺工事は今問題になっている「談合」によって進められているということです。談合は、建設費として使われる国民の税金をできるだけ節約しながら使うのではなく、逆に「できるだけ多く税金をむしりとりゼネコンなどの利益のために提供させよう」と、企業と役人が結託して行う闇の相談です。八ッ場ダムの工事に関連して、国土交通省も関わって闇の相談を行い、企業のために、漏らしてはならない闇情報や闇サービスを提供しているのではないかという疑惑が浮上しています。

(一) 上毛新聞(06年7月6日付)は次のような記事(要約)を發表しました。

警視庁捜査二課は、7月5日、前・八ッ場ダム工事事務所用地第一課長の斉藤烈容疑

者を八ッ場ダム周辺工事事業に関わっている協立測量に「入札予定価格」などを入手し、協立測量の阿部専務に提供し、その見返りに600万円の贈賄（借金名義）を受けたという容疑で逮捕した。斉藤は2002年頃から協立測量に2千数百万円の借金名義の融資を受けているがほとんど返済していない。

同記事によれば国交省関東地方整備局は「協立測量は2004年4月から2006年の4月までに同局が発注した業務27件の指名競争入札に参加。八ッ場ダム工事事務所の業務の落札はなかった」と発表した。

(二) 上記記事から伺える国土交通省の態度に、高杉は大きな疑問を抱いています。

①国土交通省は「協立測量による八ッ場ダム工事事務所の業務の落札はなかった」と言っていますが、これは嘘です。私の調査では、2002年9月4日に、協立測量は八ッ場ダム工事事務所の業務で落札しています。事業名は「八ッ場ダム営業調査(1.4-2)業務」、落札価格は1000万円。この明白な事実に関して本当のことを言わないのはなぜだろうか？そこには、何とか協立測量の落札と贈賄関係の隠したいという意図が感じられます。事実として、協立測量は贈賄をおり、斉藤は協立測量から収賄をしています。そして、協立測量は八ッ場ダム周辺事業で落札をしているのが事実です。

②私は、この虚偽発表の理由は国土交通省が八ッ場ダム周辺工事での官製談合（斉藤烈ばかりではなく国交省八ッ場ダム工事事務所が組織的に行っている談合）について隠したいからだと推察します。協立測量が八ッ場ダム周辺事業で落札していたとなると談合は一社ではできませんから、入札に関わった数社も談合していることは理の当然です。数社へ談合に関連する情報を提供するのは発注者（国土交通省）ですから、談合に関連した国土交通省のお役人にも疑惑が広がります。

③協立測量が落札した2002年当時、斉藤烈はまだ八ッ場ダム工事事務所にはおらず、八ッ場ダム工事関連情報を直接入手できる立場にいませんでした。つまり、斉藤烈以外に直接情報を入手できる八ッ場ダム工事事務所のお役人が居た訳で、この疑惑は官製の談合であることがわかります。そして、疑惑は他社やお役人に広がります。

だから国民に官製談合疑惑を広げさせないために、このような嘘の発表をしたのです。というのは、八ッ場ダムの周辺工事はぼう大な数ですが、ほとんど談合で行われている疑惑があり、そこにポツと火がつくと連鎖爆発を引き起こし、今、全国に広がる談合疑惑など及びもつかない巨大な事件として広がり、大混乱に陥るからです。

とりあえず疑惑のポイントだけを書き記しましょう。説明は次回以降に致します。

1) 全国で疑われている談合疑惑のポイントは、落札率の高さにあります。（解説は次回）。八ッ場ダムのゼネコンなどの周辺事業参加の特徴は、驚くべき落札率の高さにあります。

2) 吾妻川の周辺町村での議会議事録などに、談合の証拠としての、町長と議員などのやり取りが記載されています。他の町の業者にダム関連の仕事を持っていかれないように、町内業者が町長に申し入れをし、相談(談合)したというような記録です。

3) こういう疑惑が渦巻く状態に対し、談合に加われず、したがって利益に預かれない他町村建設業者などからさえも、不満の声が上がっています。

談合疑惑が広がっているところに今回の逮捕劇ですから、国土交通省などが他に波及することを恐れ、上毛新聞への発表のように、何事も嘘を言ったり隠したりするのは当然かもしれません。(次号へ続く)

●インフォメーション

●次回のハツ場ダム第10回裁判を傍聴して下さい。



■日時：11月8日(水) 午後2時～



■場所：さいたま地方裁判所 105号法廷

■内容：原告側からはダム付近の地滑りなど危険性について陳述します。

*終了後、すぐ近くの埼玉総合法律事務所弁護士さんから解説をして頂き、意見交換をします。裁判所に市民の関心が続いている事を知らせる為に、引き続き傍聴にご参加ください。

★第2回：利根川ツアー . 11月4日(土)～5日(日)

4日 10:30京成佐倉駅集合、印旛沼・利根導水路・利根川河口堰 見学

夜：市民委員会第5回会議 宿泊：鯉屋

5日 霞が浦見学(常陸川水門・鹿島工業用水道・湖岸・アサザ基金・那珂導水路等)

*会費：全日程 約16,000円(宿泊料2食付き)、一日のみ 約3,500円

■問合せ・申込み/委員会事務局；深澤洋子 T/F 042-341-7524

★ハツ場ダム報告大集会(仮称)

12月9日(土) 13:30～16:30 ・会場；全水道会館(水道橋)

*内容；各地からの報告・勝訴した裁判事例に学ぶ、等。

ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601 藤永 知子 方

TEL/FAX 048-825-3291

*ハツ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp/>

*ハツ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>